

download

180-参-予算委員会-22号 平成24年07月10日

○森ゆうこ君 避難計画もないということが午前中の質問でも分かっております。住民の安全を全然考えていない、福島教訓が生かされていない。そして、毎週繰り返されております官邸前のデモ、これに全く耳を傾けていないのではないかと思います。

私は直ちにやめるべきであるというふうに思いますが、野田政権というのは国民の基本的な人権を守るということについて非常に無頓着なのではないかというふうに思います。

検察審査会の問題についてお聞きをいたします。

法務省、検察審査会法第四十一条の六第二項には何と書いてありますか。

○政府参考人(稲田伸夫君) 御指摘の検察審査会法第四十一条の六第二項には、「検察審査会は、起訴議決をするときは、あらかじめ、検察官に対し、検察審査会議に出席して意見を述べる機会を与えなければならない。」と定められております。

○森ゆうこ君 それはどういう意味ですか。

○政府参考人(稲田伸夫君) 当該条項の趣旨でございますが、起訴議決が、それに基づいて公訴提起がなされるという重大な法的効果を持つものであり、被疑者の立場に与える影響が非常に大きいことから、慎重かつ適正な判断を担保するために、その前提として、各検察審査員において審査の対象である不起訴処分を十分に把握した上で判断をすることを確保するというものであると承知しております。

○森ゆうこ君 事前に説明していなければ起訴議決は無効ということですか。

○政府参考人(稲田伸夫君) お尋ねは、検察審査会議に検察官の出頭を求めなければその当該起訴議決が無効になるかという御趣旨だろうと思っておりますが、明らかに当該条項に違反することになるということまでは間違いはないと思っておりますが、その場合に当該起訴議決が無効になるか否かにつきましては、最終的には裁判所において判断されるべき事柄でございますので、私どもとしてはお答えを差し控えさせていただきたいと思っております。

○森ゆうこ君 その答弁自体おかしいというふうに思いますが、法務省が私に対して、担当検察官が出席しているという、その記録がないと言っていましたけれども、ここに情報開示請求されたものがございまして、

この出張記録とは何ですか。

○政府参考人(稲田伸夫君) 本日配付された資料は、東京地方検察庁が作っている出張管理簿の写しであろうというふうに思います。

○森ゆうこ君 徒歩の出張記録はないというふうにペーパーで回答をしていましたけれども、あるじゃないですか。なぜうそをつくんですか。

○政府参考人(稲田伸夫君) その際にも御説明を申し上げますように、東京地検に所属する職員が東京地裁内の検察審査会に業務で出向いた場合というのは、両庁舎間の距離が近距離であり、旅費の支給対象ともならない場合であり、出張扱いとはしておらず、出張したことの記録を作成しない取扱いとなっているというふうに回答をしたものというふうに承知しております。

○森ゆうこ君 出張記録の下の注意書きを読んでください。

○政府参考人(稲田伸夫君) 注の一だろうと思っておりますが、本書は交通費を要しない在勤地内、旅費請求によらない在勤地内及び路程百キロメートル未満の出張について、出張日ごとに作成の上、速やかに総務課に提出するというふうに記載されております。

○森ゆうこ君 敷地内でも書くことになっているじゃないですか。なぜうそをついたんですか。

download

○政府参考人（稲田伸夫君） これは東京地検が定めているものでございまして、私どもの理解といたしましては、先ほども申し上げましたように、近接するような場所で旅費の支給対象とならない場合については出張扱いとしていないということから、出張管理簿にも記載をしていないという取扱いをしているというふうに承知しております。

○森ゆうこ君 東京地方裁判所、徒歩、記録があるじゃないですか。なぜここまで資料を出しているのにいまだにうそをつくんですか。おかしいじゃないですか。

○政府参考人（稲田伸夫君） 繰り返して恐縮でございますけれども、東京地検と東京地裁は極めて近接しているということは御承知のとおりだと思いますし、現実には毎日、平日には相当多数の検察官らが公判立会などのために東京地裁に赴いておりますが、これらにつきましても通常出張扱いとはせず、出張管理簿にも記載していないというふうに考えております。

ちなみに、今お示しのは、東京地裁にも行っておりますけれども、あわせて葛飾区小菅にあります東京拘置所に官用車で出向いているということもあり、そのような記載になっているのではないかと考えておりますが、個別の案件については承知はいたしておりません。

○森ゆうこ君 全く理解できません。ここまで証拠を示しているのに、いまだにうそをつく。検察審査会法起訴議決、これは、第四十一条の六第二項には、起訴議決の前に担当検察官が出頭して説明しなければなりません。

ですから、起訴議決は無効であると申し上げ、そしてこの件に関しての集中審議を委員長に求めて、私の質問を終わります。

○委員長（柳田稔君） 後刻理事会で協議いたします。
以上で森ゆうこ君の質疑は終了いたしました。（拍手）